

# 記載例

## 指定給水装置工事事業者 業務内容等確認書

氏名又は名称 株式会社 ○○○○設備  
郵便番号、住所 〒×××-××××  
静岡県葵区□□町××番地の×  
代表者氏名 代表取締役 ▲▲ ▲▲  
電話番号 Tel ×××-×××-××××

### 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）		（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
休業日	（月 火 水 木 金 土 <input checked="" type="radio"/> 日 <input checked="" type="radio"/> 祝 お盆 <input checked="" type="radio"/> 年末年始 なし）	
営業時間	（ 8:00 ～ 17:00 ）	
修繕対応時間	（ 8:00 ～ 17:00 ）	17時以降は要相談 <small>※留意事項があれば記載してください。</small>
漏水等修繕対応の可否（該当に○をつけて下さい。）		（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
<input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
対応工事種別（該当に○をつけて下さい。）		（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
配水管からの分岐～水道メーター（ <input checked="" type="radio"/> 新設・改造） 水道メーター～宅内給水装置（ <input checked="" type="radio"/> 新設・改造）		

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にもその旨を届け出るようお願いします。

# 記載例

## 配水管からの分岐～水道メーターの工事を行うことのできる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことのできる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)	
			保有している資格等※
△△ △△	○	○	配管技能士

※以下に示す保有資格等 (下線部) を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 44 条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。